

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 6 月 23 日

京都府流域下水道事務所長 吉 本 慶 太

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

- ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））
（予定数量 800 トン）
（流 7 洛西第 12-01 号の B-4）
- イ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））
（予定数量 1,900 トン）
（流 7 洛南第 12-01 号の B-7）
- ウ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥））
（予定数量 2,600 トン）
（流 7 洛南第 12-01 号の B-12）
- エ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））
（予定数量 1,200 トン）
（流 7 宮津第 12-01 号の B-5）
- オ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））（予定数量 1,500 トン）
（流 7 上流第 12-01 号の B-7）

(2) 業務の仕様

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。ただし、(1)の業務場所からの下水汚泥の搬出期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。

なお、契約日から令和 7 年 9 月 30 日までを業務開始準備期間とする。

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号 (075)954-1877
ファクシミリ番号 (075)955-2224

- (2) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和 7 年 6 月 23 日（月）から令和 7 年 7 月 2 日（水）まで

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を

除く。)の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までを除く。)に、
(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の規定による京都府の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者であること。
- (4) 令和4・5・6年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「廃棄物処理」一小分類「産業廃棄物収集運搬」
- (5) 地方公共団体又は地方公社が発注し、及び直接契約した業務委託において平成27年度以降に当該団体又は公社が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。
- (6) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有し、かつ、仕様書に定める荷台構造等の条件を満たす車両を複数台以上有する者であること。
- (7) 京都府内に本店、支店又は営業所を有している者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(2)のアに同じ。
- (2) 提出場所
2の(1)に同じ。
- (3) 提出方法
ア 持参により提出する場合
提出期間(日曜日及び土曜日を除く。)中の午前9時から午後4時までの間(正午から午後1時までを除く。)に提出すること。
イ 郵送により提出する場合
書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に2の(1)の場所に必着させること。
- (4) 確認通知
入札参加資格の確認結果については、別途通知する。
- (5) その他
申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

(7) 1の(1)のアの業務

令和7年7月17日(木) 午前10時

(イ) 1の(1)のイの業務

令和7年7月17日(木) 午前10時20分

(ウ) 1の(1)のウの業務

令和7年7月17日(木) 午前10時40分

(エ) 1の(1)のエの業務

令和7年7月17日(木) 午前11時

(オ) 1の(1)のオの業務

令和7年7月17日(木) 午前11時20分

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階入札室

(2) 入札の方法

ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの収集運搬費の単価を設定することを条件とする。

ウ 落札の決定は、イによる単価に基づいて算定された契約期間に係る予定数量の総額の比較によって行う。

エ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(予定数量に対する総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、一旦入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(8) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者の行った入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(10) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

- 6 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 7 契約書作成の要否
要する。
- 8 入札保証金
免除する。
- 9 違約金
落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 10 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 11 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- 12 その他

- (1) 1 から 11 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 令和 8 年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。